

下記の業務について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年4月7日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部森林・林業局林業振興課県産材利用班

電話番号 054-221-2691

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

森林振第1号

(2) 業務名

令和8年度市町木材利用促進支援業務委託

(3) 業務概要

県内市町職員を対象とした木材利用促進研修会や、公共建築物の設計業務を担う建築士等を対象とした県産材利用に係る技術講習会（しずおか木使い建築カレッジ）を開催する。

あわせて、市町等の施設整備の計画段階における木材利用や木製品導入に関する疑問・課題を解決する相談対応を実施する。

(4) 業務期間

契約日から令和9年3月12日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、営業種目「イベント」を有している者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格の営業種目「イベント」において、「講座の企画」を主要取扱業務として登録した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和8年4月7日（火）から令和8年4月14日（火）正午までとする。

(2) 配布場所及び配布方法

上記2のホームページ（静岡県公式ホームページ内）にて配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月14日（火）午後5時必着

(2) 提出書類

入札説明書による。

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年4月22日（水）午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階 第4会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した入札は無

効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 詳細は入札説明書及び経済産業部森林・林業局競争契約入札心得による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は上記2とする。

(4) 契約の際に、「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」に基づく誓約書を提出すること。